

リーフレット「感染リスクを抑えながらコミュニティを楽しむコツ」の作成及び「新しい生活様式におけるコミュニティ再生・活性化モデル事業」の協力事業者の募集について

県では、笑いあふれる100歳時代の実現を目指して、コミュニティの再生・活性化に向けた取り組みを進めています。

このたび、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎつつ、コミュニティ活動を進めるうえで注意すべきポイントを簡潔にまとめたリーフレットを作成しましたのでお知らせします。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための最新技術の導入など「新しい生活様式におけるコミュニティ再生・活性化モデル事業」に御協力いただける事業者を本日から募集します。

1 リーフレット「感染リスクを抑えながらコミュニティを楽しむコツ」（別添1）

【概要】

- ・地域のイベントなどの主催者や参加者が気を付ける共通ポイント
- ・打合せ・会議、イベントなどについてのポイント
- ・インターネットを活用して打合せ・会議、イベントなどをするときのポイント
- ・「感染防止対策取組書・LINEコロナお知らせシステム」活用のご案内

※リーフレット掲載ウェブサイト

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k8d/community/top.html>

2 「新しい生活様式におけるコミュニティ再生・活性化モデル事業」の協力事業者の募集

県内のコミュニティでは、新型コロナウイルス感染症の影響により様々な課題が発生しています。そこで、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎつつ、コミュニティ活動を進めるための様々な取組みに御協力いただける事業者を次により募集します。

(1) 取組み(例)

- ア 3密を回避したスマホ教室
- イ 3密を回避した居心地の良い空間づくり
- ウ 回覧板の電子化
- エ 会合、会議等のオンライン化(web会議等)
- オ オンラインチケットによるイベント集客・管理

(2) 応募資格

- ア 法人であること
- イ 自らの費用負担によりモデル事業を実施できること
- ウ モデル事業の実施にあたり、十分な安全が確保され、事故等が発生した場合に適切に対応できる体制が整っていること
- エ 県が措置する指名停止期間中の者でないこと
- オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと

(3) 県の支援内容

- ア モデル事業実施に向けた市町村やコミュニティ関係団体等との調整
- イ モデル事業実施後の成果のPR

(4) 募集期間

令和2年6月9日(火曜日)から令和2年7月9日(木曜日)

(5) 応募方法

「新しい生活様式におけるコミュニティ再生・活性化モデル事業」募集要項を御確認いただき、次の申し込みフォームを利用して、応募用紙を提出してください。

【申し込みフォーム(神奈川県電子申請システム)】

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=6152

【関係書類】

- ・「新しい生活様式におけるコミュニティ再生・活性化モデル事業」募集要項(別添2)
- ・応募用紙(別添3)
- ・応募用紙記載例(別添4)

※募集要項、応募用紙等の各種書類は次のウェブサイトよりダウンロードできます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k8d/community/model.html>

(6) スケジュール

- 1 モデル事業の募集 令和2年6月9日(火曜日)から令和2年7月9日(木曜日)
- 2 モデル事業の採択 令和2年7月中旬以降(コミュニティ関係団体等との調整がついた段階で、個別に採択通知を送付します)
- 3 モデル事業の実施 令和2年8月上旬以降

問合せ先

神奈川県政策局未来創生課

課長

杉山 電話 045-285-0379

コミュニティ活性化グループ

藏並 電話 045-285-0711

リーフレット「感染リスクを抑えながらコミュニティを楽しむコツ」

【表紙・裏表紙】

インターネットを活用して打合せ・会議 イベントなどをするときのポイント

インターネットを活用して、打合せ・会議、イベントを実施したことがない人は、参加をちゅうちょしてしまう人もいますが、実際にやってみたら「問題なかった。」という声も多いです。
また、SNSなどを利用することで、素早く情報を周知することも可能です。ぜひ、この機会に、新しいことに挑戦してみましょう！

ポイント① 事前にイベントのタイムスケジュールを設定しましょう。
ポイント② なるべく、短い時間で行えるようにしましょう。
ポイント③ 事前に議題やテーマを設定し、参加者に目的を伝えましょう。
ポイント④ うなずくなどして、反応しましょう。
ポイント⑤ 話が終わったら「以上です。」と伝えましょう。
ポイント⑥ こまめに休憩を取りましょう。

パソコンなどの操作は、体も気持ちの面でも区切りがつきにくくなります。参加者が、疲れてしまうことがないように開催しましょう。



感染リスクを抑えながら コミュニティを楽しむコツ

このリーフレットは
新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎつつ
コミュニティ活動を進めるうえで注意すべきポイントを
簡潔にまとめたものです。
ぜひ、ご覧いただき
「新しい生活様式」の一助になることが
できれば幸いです。

「感染防止対策取組書・LINEコロナお知らせシステム」 活用のご案内

コミュニティ施設や事業所などで取り組む感染防止の対策が一覧で分かる「感染防止対策取組書」を県が発行します。取組書を施設やイベント会場に掲示いただくことで、県民の皆さまが安心して利用できます。

- 取組書に印刷されたQRコードを読み取っていただくことで、訪れた場所と時間が自動的に記録されます。クラスターが発生するなど新型コロナウイルスへの感染が強く疑われるときにメッセージをお送りする「LINEコロナお知らせシステム」を提供しています。
- 事業者の皆様は、安心の提供と感染拡大の防止のため、この取組をぜひご導入ください。

詳細については、下記URL・QRコードからご確認ください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/corona/osirase.html>



2020年6月作成



政策局未来創生課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話 (045) 285-0711 (直通) FAX (045) 210-8896

【見開き】

感染防止のために

打合せ・会議、イベントなどを行うに当たって、その形態を十分に踏まえ、主催者と参加者がともに感染防止対策に取り組ましましょう。

特に、「3密」(密集、密接、密閉)を避け、自分の感染を防ぐだけでなく、他人に感染させないよう予防を徹底しましょう。

参加者が気を付ける共通ポイント

主催者が気を付ける共通ポイント

参加者の体調確認

参加者に対し、参加前に検温を実施するとともに、以下に該当する人の参加を制限しましょう。

- おおむね 37.5 度以上の発熱があった場合
- 軽度であっても咳・のどの痛みなどの症状がある場合
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

ゴミの取扱い

- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛りましょう。
- ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用しましょう。
- マスクや手袋を外した後は、手洗いや手指消毒をしましょう。

その他

- 感染防止のため、主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所(イベントの受付場所など)に掲示しましょう。
- 参加者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成しましょう。

参加前

- 毎朝、体温測定と健康チェックを行い、発熱又は風邪の症状がある場合は、無理せず自宅で療養しましょう。

参加後

- 帰宅後、まず手や顔を洗い、できるだけすぐに着替えるか、シャワーを浴びましょう。
- イベント終了後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無について報告しましょう。

打合せ・会議、イベントについて

「主催者・参加者が気を付ける共通ポイント」以外にも、次のことに気を付けましょう。

受付

- 受付窓口などに消毒設備を設置しましょう。
- イベント前日までに受付を行うなど、当日の混雑を極力避けましょう。
- インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付方法を活用するなど、受付場所での書面の記入や現金の授受などを避けるようにしましょう。

対面 並列

- 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮断しましょう。
- 参加者が距離をおいて並べるように、目印の設置などを行いましょう。

休憩

休憩スペースについては、以下の点を気を付けましょう。

- 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにしましょう。
- 休憩スペースは、常時換気するようにしましょう。

「新しい生活様式におけるコミュニティ再生・活性化モデル事業」募集要項

1 目的

県では、笑いあふれる 100 歳時代の実現を目指して、コミュニティの再生・活性化に向けた取組みを進めています。

県内のコミュニティでは、新型コロナウイルス感染症の影響により様々な課題が発生しています。そこで、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎつつ、コミュニティ活動を進めるための様々な取組みに御協力いただける事業者を募集します。

2 募集期間

令和 2 年 6 月 9 日（火曜日）から令和 2 年 7 月 9 日（木曜日）

3 募集内容

- ア 3密を回避したスマホ教室
- イ 3密を回避した居心地の良い空間づくり
- ウ 回覧板の電子化
- エ 会合、会議等のオンライン化（web 会議等）
- オ オンラインチケットによるイベント集客・管理
- カ その他

※ア～オ以外で課題解決に向けた取組みについて御提案がある場合は、「カ」その他を選択し、必要事項を応募用紙に記載し提出してください。

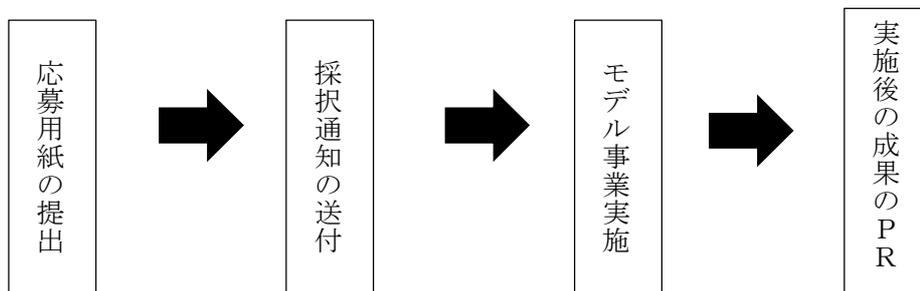
4 応募資格

- ア 法人であること
- イ 自らの費用負担によりモデル事業を実施できること
- ウ モデル事業の実施にあたり、十分な安全が確保され、事故等が発生した場合に適切に対応できる体制が整っていること
- エ 県が措置する指名停止期間中の者でないこと
- オ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと

5 県の支援内容

- ア モデル事業実施に向けた市町村やコミュニティ関係団体等との調整
- イ モデル事業実施後の成果の PR

6 実施の流れ



(1) 応募用紙の提出

モデル事業への協力事業者（以下、「協力事業者」という。）は、「新しい生活様式におけるコミュニティ再生・活性化モデル事業 応募用紙」（以下「応募用紙」という。）を県へ提出します。

※ 内容によっては、関連部署へ引き継ぐなど、モデル事業とは別の形での支援とさせていただきます場合があります。

(2) 採択通知の送付

応募用紙をもとに、県がコミュニティ関係団体等と調整を行い、実施が可能となった段階で、協力事業者あて採択通知を送付します。

(3) モデル事業の実施

協力事業者は、コミュニティ関係団体等と調整のうえ、事業を実施します。

(4) 実施後の成果のPR

事業実施後、県は、モデル事業の成果のPRを行います。

7 スケジュール

- (1) モデル事業の募集 令和2年6月9日（火曜日）から令和2年7月9日（木曜日）
- (2) モデル事業の採択 令和2年7月中旬以降
- (3) モデル事業の実施 令和2年8月上旬以降

8 応募方法

応募用紙に必要事項を記載のうえ、次の申し込みフォームから提出してください。

【神奈川県電子申請システム】

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=6152

【関係書類】

- ・ 応募用紙
- ・ 応募用紙記載例

「新しい生活様式における
コミュニティ再生・活性化モデル事業」
応募用紙

○ 応募事業者

住 所	〒000-0000 ●市●丁目●番●号
事業者名	●●株式会社
代表者名	代表取締役 社長 神奈川 太郎
担当者名	神奈川 二郎
電話番号	0 4 5 - ●●● - ●●●
E-mail	■■■■@■■■■

応募資格への同意	<input checked="" type="checkbox"/> 同意します
----------	---

○ 応募内容

1 課題解決に向けた取組みを下記から一つ選んで丸を記載してください。 なお、「その他」を選択した場合は、2に具体的な内容を記載してください。	
<input type="radio"/> 3密を回避したスマホ教室	会合、会議等のオンライン化 (web会議等)
<input type="radio"/> 3密を回避した居心地の良い 空間づくり	オンラインチケットによる イベント集客・管理
<input type="radio"/> 回覧板の電子化	その他

2 事業者の概要と取組みの具体例を記載してください。 ※上記1で「その他」を選択した場合は、想定される課題も併せて記載してください。
【事業者の概要】 弊社は、携帯端末の販売、インターネット接続サービスの提供を主な事業としている。
【課題解決に向けた具体的な取組み】 スマートフォンの操作を詳しくレクチャーする専門の講師を派遣し、少人数の受講者に向けてソーシャルディスタンスを保ちながらスマホ教室を実施することが可能。 また、ニーズがあるようであれば、web会議でスマホ教室を実施することも可能。